

1. 設置の目的

人口減少・高齢化の進行や自然災害の頻発・激甚化など、社会経済環境が大きく変化する中で、本県においては、地域間の交流・連携の強化や防災・減災、国土強靱化に貢献する広域道路ネットワーク計画の実現や道路の持続可能な維持管理が求められている。

このため、道路施策に関する検討に当たって、客観性・透明性等を確保するとともに、効率的かつ効果的な道路行政を推進することを目的として「栃木県道路施策検討有識者懇談会」を設置する。

2. 有識者懇談会の対象案件

道路施策の方針決定に当たり、検討プロセスにおける透明性、客観性、合理性、公正性の向上を図るため、技術的・政策的な助言が必要な案件を有識者会議への諮問対象とし、以下の事業を想定

- 新広域道路交通計画の広域道路ネットワーク計画に位置付けられた路線で計画段階評価(構想段階)を実施する事業
- 有料道路に関する国の許可手続きが必要となる事業
- その他、担当課が有識者懇談会の意見を求めることが必要と判断する事業 等

<具体の事例>

- ①新広域道路交通計画に位置付けられた構想路線の新規事業化に向けた計画(構想)段階で市民参画プロセスを要する事業
→ (仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路、(仮称)北関東北部横断道路
- ②県道路公社が所管する有料道路の将来的な管理・運営に関する方針(日光宇都宮道路、宇都宮鹿沼道路)
- ③その他、県が実施することが妥当と認められる広域道路の事業手法の方針等を決定する必要がある事業 等

3. 組織

- 有識者懇談会構成員:本県の道路及び行政等に精通する学識経験者等 7名以内(常設)
- 学識経験者の分野:土木(構造、岩盤)、政治学、経済学(交通、観光)、地元経済団体、道路利用者代表
- アドバイザー:国(関東地方整備局宇都宮国道事務所)

4. 開催頻度等

- 年2~3回程度の開催を予定